

令和5年5月2日

保護者各位

鹿児島県立明桜館高等学校
校長 野村 義文

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について（お知らせ）

初夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のことと存じます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行することになりました。それに伴い、感染症への対応については下記のとおりとなりますので、御確認くださいますようお願いいたします。

記

1 学校での感染症対策について

- (1) 家庭と連携した生徒の健康状態の把握
 - (2) 適切な換気の確保
 - (3) 手洗い等の手指衛生や咳エチケット等の徹底
 - (4) 飛沫を飛ばさないよう「近距離」「対面」「大声」での会話を控えるなど、食事マナーの徹底
 - (5) 活動場面に応じた生徒間が触れ合わない程度の身体的距離の確保 など
- ※ マスク着用は求めませんが、状況により着用できるよう携行しておくこと。

2 陽性者の出席停止期間の基準について

- (1) 「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」
 - (2) 「無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまで」
- ※ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは当該生徒に対してマスクの着用を推奨する。

3 濃厚接触者の取り扱いについて

- 従前では濃厚接触者として特定されていた者についても、直ちに出席停止としない。
- ※ ただし、体調がすぐれない者や感染の不安がある者については無理をして登校せず、学校に連絡・相談すること。

4 医療機関の証明書等の取得に対する配慮について

新型コロナウイルス感染症については、これまで同様、陰性証明など医療機関が発行する検査結果を証明する書類の提出は必要ない。

5 その他

- (1) 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる場合や医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等、感染が不安で休ませたいという場合には、学校へご相談ください。
- (2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には、休養することが重要であり、無理をして登校しないようお願いします。